

(9) 一般財団法人鳥取県観光事業団 給与等状況報告書

1 職員給与の状況 (平成25年度)

職員数	給 与 費			
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計
46 人	144,576 千円	29,741 千円	36,154 千円	210,471 千円

(注) 職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (平成26年4月1日現在)

一般職 施設長級			一般職 シニアマネージャー・マネージャー級		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
353,175 円	449,875 円	56 歳	283,029 円	334,566 円	45 歳

一般職 スタッフ級		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
223,411 円	265,625 円	36 歳

(注) 1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。

2 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当(期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当)とを合計したものの平均月額です。

3 職員の初任給の状況 (平成26年4月1日現在)

区 分	初 任 給	備 考
一般職	大学卒	158,700 円
	高校卒	137,600 円

4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成26年4月1日現在)

区 分	経験年数	5 年	10年	20年	30年	備考
	一般職	大学卒	— 円	— 円	— 円	— 円
高校卒		— 円	— 円	— 円	— 円	

(注) 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員手当の状況（平成26年4月1日現在）

区 分	内 訳			
期末手当 勤勉手当	〔支給割合〕			
	区 分	期末手当	勤勉手当	
	6月期	0.70 月分	0.70 月分	
	12月期	0.70 月分	0.70 月分	
	計	1.40 月分	1.40 月分	
職制上の段階、職務の 級等による加算措置 有				
〔平成25年度実績〕				
支給総額		支給職員数	1人当たり平均支給額	
36,153,753 円		46 人	785,951 円	
退職手当	〔支給率〕			
	区 分	自己都合	勸奨・定年	
	勤続 20 年	23.50 月分	30.55 月分	
	勤続 25 年	33.50 月分	41.34 月分	
	勤続 35 年	47.50 月分	59.28 月分	
	勤続 40 年	53.50 月分	59.28 月分	
	(その他の加算措置) 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算) 25年以上勤務した年齢50歳以上の職員が定年前に勸奨等により退職 する場合には加算があります。			
	〔平成25年度実績〕			
	支給総額		支給職員数	1人当たり平均支給額
	31,053,825 円		3 人	10,351,275 円
(30,270,825 円)		(2 人)	(15,135,413 円)	
(注) 1 () 内は、勸奨、定年及び早期退職制度による退職者への 支給実績を再掲したものです。 2 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した 一般職員に支給された平均額です。				
時間外勤務手当	〔平成25年度実績〕			
	支給総額		1人当たり平均支給年額	
	3,236,973 円		101,155 円	

区分	内 容				
	対象職員	支 給 月 額			
管理職手当	一定の管理または監督の地位にある職員	本部長、園長、館長	50,000 円		
		次長、副園長（とっとり花回廊に限る）	40,000 円		
		副園長（とっとり花回廊を除く）、副館長、部長、参事	30,000 円		
		シニアマネージャー	20,000 円		
		〔平成25年度実績〕			
		支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額	
		6,860,000 円	14 人	40,833 円	
扶養手当 (県の規定に 準ずる)	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	ア 配偶者	10,500 円		
		イ 配偶者以外の扶養親族	6,500 円		
		ウ 配偶者のない職員の扶養親族のうち 1人目まで	11,000 円		
		15歳に達する日後の最初の4月1日から 22歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1人につき 5,000 円を加算		
			〔平成25年度実績〕		
			支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額
			6,645,000 円	33 人	16,780 円
住居手当 (県の規定に 準ずる)	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、 最高 27,000 円まで支給		
		イ 単身赴任手当受給者で 配偶者に居住させるため 借家・借間を借り受けている者	借家・借間居住者の例によった場合の額の2分の1相当額		
			〔平成25年度実績〕		
			支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額
			4,215,600 円	14 人	25,093 円

区分	内 容			
	対象職員	支 給 月 額		
通勤手当 (県の規定に 準ずる)	交通機関等を利用し、または自動車等を使用して通勤している職員	ア 交通機関等利用者	次の①または②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。 ①支給単位期間の間通用する定期券の額 ②通勤21回分の回数券の額 <最高限度額 55,000 円>	
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額 2,200 円から 46,400 円の範囲内で支給	
		ウ 特別急行列車等利用	1か月の特別急行料金等の2分の1の額を加算(高速自動車国道等特別料金等については2万円を限度)	
		エ 駐車料金を負担している場合 (パークアンドライド)	公共交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金に相当する額を支給 (1ヶ月あたり 3,000 円を上限とする。)	
		オ ノーマイカー運動に参加する場合	ノーマイカー運動参加者に対し、1月あたり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給	
		〔平成25年度実績〕		
	支給総額	支給職員数	1人あたり 平均支給月額	
	8,712,096 円	43 人	16,884 円	
単身赴任手当 (県の規定に 準ずる)	異動などを原因として、単身赴任となった職員	月額 23,000円+加算額 〔加算額〕 職員の住居と配偶者の住居の交通距離に応じて、6,000円から45,000円までの範囲で定める額。ただし、100キロメートル未満の場合は加算はなし。		
		〔平成25年度実績〕 該当なし		
宿日直手当	宿日直勤務を命じられた職員	その勤務1回につき 4,200円		
		〔平成25年度実績〕		
		支給総額	支給職員数	1人あたり 平均支給月額
		71,400 円	4 人	1,488 円

6 役員の報酬等の状況（平成26年4月1日現在）

区 分	給料・報酬月額	期末手当		備 考
理 事 長	340,000 円	6月期	1.40 月分	
		12月期	1.40 月分	
評議員	1日につき20,000 円			
非常勤理事	1日につき20,000 円			
非常勤監事	1日につき20,000 円			理事会出席時は1日につき20,000円

[平成25年度実績]

①常勤役員

支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額 (期末手当等を含む)
5,460,400 円	1 人	455,033 円

②非常勤役員

支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額
1,020,000 円	11 人	7,727 円

7 給与制度の変更

(1) 変更内容

区 分	変 更 後	変 更 前	変 更 理 由
管理職手当	支給月額 次長、副園長（とっとり花回廊に限る） 40,000円 副園長（とっとり花回廊を除く）、副館長、部長、参事 30,000円	支給月額 次長、副園長、副館長、部長、参事 30,000円	部長級（次長、副園長、副館長、部長、参事、シニアマネージャー）のうち、次長（本部）及び副園長（とっとり花回廊）については、その他の部長級に比べて、その職務及び職責が重いと考えられることから、それに見合う役職手当を設定するものである。

(2) 適用日 平成26年 2月 1日